

水田園芸に取り組む 農業者を応援します！

島根県では、水田農業における収益性向上を目的にキャベツ、タマネギ、ブロッコリー、白ネギ、ミニトマト、アスパラガスの6品目を推進しています。収量の向上や機械の共同利用、作業受託の仕組みづくりなど、6品目の産地化に取り組まれる際の県の支援策をご紹介します。

〈注意〉補助事業等の支援内容は変更になることがあります。

水田園芸拠点づくり事業で、6品目の新たな作付や規模拡大を支援します

新たに取り組まれる方

栽培実証等に取り組まれる方

加工・業務用キャベツに取り組まれる方

	新たに取り組む担い手への支援	計画の実行に必要な取組支援	加工・業務用契約取引促進 ※公募により事業参加者を募集予定
対象者	新たに県推進品目に取り組む農業者	認定農業者、認定新規就農者、農事組合法人等※ ²	県内中間事業者 ※県内農業者との共同申請により事業を実施
内 容	栽培実証に必要な機械レンタル費、種苗費、資材費等の経費を補助※ ¹	栽培等の実証、先進地視察等の経費を補助	中間事業者が、契約数量を確保するために市場等から調達する場合、調達に係る掛増し経費を補助
補助率	1／2以内	1／2以内	1／2以内
補助金額上限 (事業あたり)	50万円	50万円	—

規模を拡大される方

	機械共同利用の体制づくり支援	作業受託の体制づくり支援	機械化等の推進	ハウス等整備支援
対象者	共同利用組織※ ³	作業受託法人等※ ²	認定農業者、認定新規就農者、農事組合法人等※ ²	
内 容	農業者が共同で利用する機械の導入を支援	作業受託するために必要な機械の導入を支援	規模拡大に必要な機械等の導入を支援	ハウス等の整備を支援
補助率	1／2以内※ ⁴ または 1／3以内		1／3以内	お住まいの市町村にお問い合わせください
補助金額上限 (事業あたり)	1,000万円 補助率が1/3の場合：500万円		500万円	

※¹ 露地品目は概ね10a以上、施設品目は概ね2a以上取り組むことが要件となります

※² 水田園芸拠点づくり計画に位置付けられた方が対象となります

※³ 水田園芸拠点づくり計画及び地域計画に位置付けられた方で構成する共同利用組織が対象となります

※⁴ 水田園芸拠点づくり計画において、産地の面積が露地品目は3ha以上、施設品目は30a以上拡大することが要件となります

産地交付金（県枠）で、6品目の作付・規模拡大を支援します

水田園芸 6 品目の令和 7 年度交付単価

	県枠上限単価（10aあたり）	留意事項
作付支援（基本）	2 万 5 千円	
契約取引加算	1 万 5 千円	作付前に農業者と販売先で取引価格を取り決めていること
作付拡大加算	5 万円	排水対策を実施すること

- ※ 露地品目は概ね20a以上、施設品目は概ね5a以上取り組むことが要件となります。
- ※ この表は県枠の単価であり、地域によって支援内容が異なる場合があります。詳しくはお住まいの市町村の再生協議会にお問い合わせください。

県が行う現地実証を通じて、農業技術センターの機械を利用した 排水対策や定植等の試行ができます

現地実証で利用できる農業機械



パラソイラー
サブソイラー



溝堀機



畝立て成形機
サンソワー（畝立て同時施肥）



簡易スプリンクラー



乗用半自動移植機
タマネギ全自動移植機



キャベツ収穫機



New! 歩行型タマネギ収穫機
タマネギ拾上機



白ネギ収穫機
掘取機

【貸出機械の使用にあたってのお願い】

- ※ 現地実証に係る調査への協力などをお願いさせていただきます。
- ※ 現地実証での機械の利用や農業資材に係る経費（燃料代等）は、利用者で負担願います。
- ※ けん引用トラクターは、利用者で準備願います。なお、パラソイラーは30 P S 以上、サブソイラーは16 P S 以上が必要です。
- ※ 貸出は、原則 1 回限りです。希望が重複した場合は、調整させていただきます。
- ※ 各機械の取扱説明書を遵守し、適切な使用を厳守してください。使用中の人身事故、物損事故については、利用者で保険加入（傷害共済（特定農機具傷害共済）、動産総合保険）など、対応をお願いします。
- ※ 輸送及び使用中に事故やケガがないよう、安全運転と安全使用に十分気を付けてください。なお、輸送及び使用中に故障・損傷が生じた場合は、利用者で修理等の対応をお願いします。
- ※ 機械の使用に関わる詳細は、最寄りの農業振興部もしくは農業部に問い合わせください。

問い合わせ先

島根県産地支援課 水田園芸係 tel:0852-22-5626
 東部農林水産振興センター
 農業振興部 tel:0852-32-5689
 安来農業部 tel:0854-22-2341
 雲南事務所農業部 tel:0854-42-9570
 出雲事務所農業部 tel:0853-30-5600

西部農林水産振興センター

農業振興部 tel:0855-29-5621
 県央事務所邑智農業部 tel:0855-72-9589
 県央事務所大田農業部 tel:0854-84-9706
 益田事務所農業部 tel:0856-31-9611
 隠岐支庁農林水産局農業振興部 tel:08512-2-9683
 農業技術センター技術普及部（東部） tel:0853-22-6934
 （西部） tel:0855-29-5583